

戦時下、日名子実三が関わった二つの記章

——その改正の背景と図案変更について——

香川 芳文

はじめに

記章^①とは、バッジやメダル、リボンなどで、属している団体や組織、身分、職業、資格などを示すために、衣服に付けるしるしであり、徽章と同じ意味で用いられる。戦前には、従軍記章、記念章（国家的行事への参加者や国家事業の関係者に授与）など、現在に比べ、多くの記章が国家から授与された。また、帝国在郷軍人会や愛国婦人会など様々な団体で徽章が製作された。

この記章やメダルのデザインで活躍したのが、大分県出身の彫刻家日名子実三（ひなこじつぞう）（一八九三〜一九四五）である。日名子は、人体像の彫刻のほか、各種メダルや大型の記念碑など多岐にわたる活動で彫刻芸術の普及に貢献した。例えば、日本サッカー協会の三本足の鳥の八咫鳥^{やたがらす}がサッカーボールを足で押さえるシンボルマーク（図1）以前の選手証の表面に使用されたもの、現在のマークはこれを一部変更し、二〇一六年に製作されたや宮崎県の「八紘之基柱^{あめつちのものはしら}」（現在の名称は「平和の塔」、「八紘一字の塔」ともいう）の作者として知られている。日名子は、大正十五年（一九二六）、

齋藤素巖らと構造社を結成、「芸術の実際化」を目指し、各種スポーツ競技会などのメダルを制作し、リーダー的な役割を果たした^②。

本稿では日名子が関わり、今までのものを改正した「帝国軍人後援会の徽章」と「軍人傷痕記章」、日名子の図案が途中で変更された「支那事変従軍記章」の三つの記章について取り上げ、その改正や図案変更の背景、意味合いについて考察することで、戦時下の日本社会において、記章が果たした役割の一面について紹介したい。また、その中で日名子が図柄のモチーフとして用いた八咫鳥に注目して見ていきたいと思う。

一 帝国軍人後援会の八咫鳥への徽章改正

まず、口絵1の帝国軍人後援会の徽章について考察したい。この徽章



図1

には、八咫鳥が図柄のモチーフとして用いられている。『社団法人帝国軍人後援会史』によると、昭和十年（一九三五）に「徽章改正、八咫鳥ヲ以テ皇軍後援ヲ象徴セルモノトス」⁽³⁾とあり、今までの徽章を改正して、新たに誕生した徽章であることが分かる。ただ、その制作者について特に明記されている資料は見あたらない。

帝国軍人後援会は、日清戦争後の明治二十九年（一八九六）に軍人遺族救護義会として創立された。日本の初めての対外戦争である日清戦争では、明治天皇が広島市に大本営を置き、帝国議会が広島市で開会された。そこで、当時の衆議院議員二人が、広島に国会記念碑を建設しようと基金を募り始め、征清総督府参謀長の川上操六に会い、賛同を願い出たところ、川上からは「今は拳国全力で軍事を後援する時である。碑の建設は不急の事業で現状にあわない。」という言葉をもらう。当時の在郷軍人の状況を見ると、家計の窮乏から召集・従軍の忌避、逃亡を企てる者もあり、戦病死軍人遺族の窮乏は悲惨を極め、軍の士気にも影響が出ていた。そこで、二人は遺族を救護し、軍人の後顧の憂いを除くための組織作りに活動を変え、戦死軍人の遺族、従軍中傷病死軍人の遺族で貧窮な者を救護することを目的とする軍人遺族救護義会を設立、会員を募集することになる。⁽⁴⁾

この会の定款⁽⁵⁾では、紀章は六角星とされた（図2）。陸軍を象徴する五芒星は、後に設立される帝国在郷軍人会等の徽章のデザインの中に取り入れられるが、なぜ六角星としたのか、その理由は不明である。会員は、会費の負担額の違いにより、終身、特別、普通（後に賛助）会員の三種類に分かれ、会費と寄付金が会の運営費になった。図3は、帝国軍人後援会の時の特別会員に与えられた徽章で、リボンの色やメダルの色

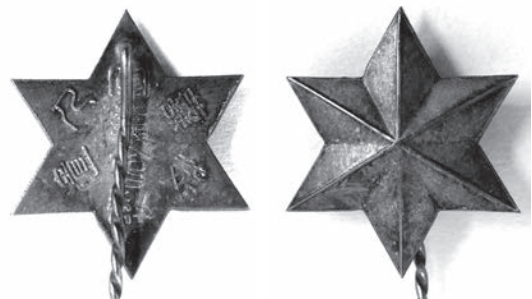


図2



図3

の金・銀により、会員のランクが変わるが、鳳凰の中心に六角星のあるデザインは同じである。

明治三十七年（一九〇四）の日露戦争により、会の活動は拡大していく。明治三十八年には、日露戦争で負傷した傷痍軍人に図4の「忠勇桜花徽章」を贈る事業を始める。⁽⁶⁾赤い七宝で作られた桜花の中心に「忠勇」と書かれ、ピンの部分は砲弾を模っている。この徽章は、国家が傷痍軍人に授与する「軍人傷痍記章」に先行するもので、大正二年（一九一三）の「軍人傷痍記章条例」の制定により廃止となるが、いち早く、傷痍軍人に対する徽章授与を始めている会の活動は注目すべきである。

明治三十八年（一九〇五）、会は救護活動を生活保護、小児保育、慰問保護に分けて活動を行うようになる。そして、明治三十九年、会の活動が遺族だけでなく軍人全般の後援に拡大したことから、会名を帝国軍人



図 4

から、活動が重なる両会が連携するようになるといふ言葉があり、大正二年（一九一三）には、伏見宮が会の総裁となった⁸。そして、各師団長が本部顧問となるなど連携が進められた。この年、前述したように「忠勇桜花勲章」は廃止されるが、翌年には、傷痍軍人の家族も保護するよう活動の範囲を拡大する。また、大正八年には、有功会員に総裁伏見宮より直接勲章を授ける「親授」が始まる⁹。大正十一年の総裁宮御殿での親授式の際には、特別会員以上は新宿御苑、有功会員は宮城拝観を許されるようになる¹⁰。大正十二年には伏見宮の死去により、閑院宮載仁親王が総裁となるが、ランクの高い会員への勲章親授等は継続され、昭和二年（一九二七）に会員は名誉、有功、特殊、特別、通常、賛助会員の六種に変更され、翌年には特殊会員にも勲章が親授されるようになり、親授の範囲は拡大する¹¹。会費等を多く負担する会員を特別待遇することで、そのような会員を多

後援会と改め、会員は有功、特別、通常、賛助の四種類となった。

また、日露戦争に際しては、この会と同様の目的で、内務省管轄の帝国軍人援護会が、有栖川宮威仁親王を総裁として設立されるが、この会は日露戦争後の明治三十九年に解散する。

明治四十五年（一九二二）には、帝国在郷軍人会（一九一〇年発足）との連携が進む。帝国在郷軍人会総裁をつとめる伏見宮貞愛親王

く募集するという意図があったのではないかと考えられる。親王より親授された勲章は、まさに「名誉」を表すものになる。

昭和六年（一九三一）には、満州事変が始まり、軍の出勤が相次ぐ中で、翌年、支会に本部課員の主事を置き事務を専任させ、内務省社会局長官を本部顧問に増員するなどの組織改正を行い、活動を充実させる。

満州事変後には、軍人援護の団体が相次いで生まれたようであり、個別に資金を集め事業を実施することにより色々な弊害が生まれたため、昭和八年、陸軍省は各団体の理事者を東京偕行社に集めて合同を斡旋する。この会合では合同の合意は得られなかったが、事業を統制し、軍事の援護の重複、欠如がないように協定を結ぶことになった¹²。

この年、帝国軍人後援会では、「殉国相伝牌」の制定を行う。満州事変の戦死者のうち、過去の戦争で祖父や父などに戦死者を出していた家に、その「名誉」を表彰するためにこの牌額を贈る事業である¹³。日清戦争から長く続く対外戦争の中で、二世代に渡り、戦死者があつた家も出るこゝとなり、厭戦感情が起ることを防ぐために、「名誉の戦死」であることを表彰する必要があつたと考えられる。図5の「殉国相伝牌」を制作したのが、日名子実三であつた。図柄の中心は、右手を横に伸ばし、左手に剣を持った「武神」で、古代の甲冑を身に付け、勾玉の首飾りを付けて、雲に乗っている。後に彼が制作した「軍人傷痍記章」（口絵2）の中央に配された「武神」の顔のデザインと重なる。日名子は、昭和三年（一九二八）からのヨーロッパ留学により、第一次世界大戦後のヨーロッパの空気の中で、愛国心や民族の誇りを意識させられた結果、翌年帰国以後のメダルなどには『日本書紀』や『風土記』に登場する武神たちが主題として数多く取り上げられるようになる¹⁴。

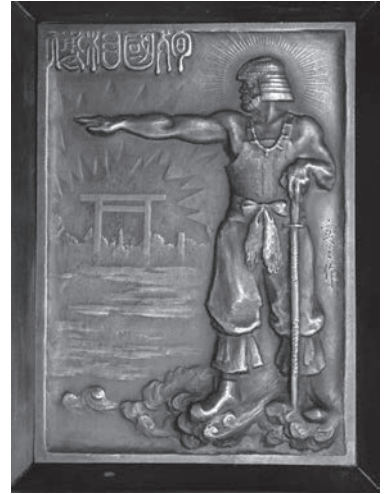


図5

と考えられる。まさに、「名譽の戦死」を象徴するものである。

軍事援護団体の合同が陸軍省により進められる中で、帝国軍人後援会は、昭和十年（一九三五）、創立四十周年記念式典を翌年挙行することを発表する。この機会に会勢を面的に拡大することを目指し、新聞の利用、雑誌・ポスターの配布、新たな映画を制作し上映会を開催するなどして、国民に記念事業を宣伝した。¹⁵この時に、徽章の改正が行われて、最初に紹介した八咫鳥の徽章が登場することになる。

日名子実三がデザインしたことが分かっている「八咫鳥」の図案としては、大日本蹴球協会（現日本サッカー協会）のマーク図1がある。このマークを発案したのは、東京高等師範学校（現筑波大学）の内野台嶺教授らで、大日本蹴球協会の創設に尽力し、昭和六年の理事会で、八咫鳥を協会のマークとして採用することが決定する。その理由としては、一説に、内野が日本のサッカーの生みの親と言える東京高等師範学校の中村覚之助を「部の護神」のような存在として尊敬しており、その出身地である「熊野の神社」のシンボルである八咫鳥を、協会のマークとして提案したのではないかと言われている。また、昭和五年には東京高等

そして、牌の「武神」の指さす方向には、輝く鳥居が描かれ、鳥居の中には、高い台座の像の影、小さい鳥居が見られる。このことから神社は、大鳥居と二の鳥居の間に大村益次郎の像を配置する靖国神社である

師範学校が六十周年を迎え、昭和六年には学校の廃止反対運動が起こる中で、日本のサッカーを作った中村と東京高等師範学校の業績を後に伝えるため、このマークを提案したのではないとも言われている。¹⁶

さて、帝国軍人後援会の新しい徽章の話に戻すと、陸軍省による軍事援護団体の合同が進む中で、四十周年を迎える同会では、前述したように色々な広報宣伝活動を通じて、一般の国民に会の存在をアピールし、会員の面的な拡大を目指していた。口絵3はその時に出された絵葉書で、ここにも、八咫鳥が描かれている。原画を描いたのは「彫工 実三」、すなわち日名子実三である。八咫鳥の三本足の下には、中国大陸が描かれ、まさに、八咫鳥によって中国に進出する日本軍を後援するという意味合いを持たせたものと考えられる。この絵葉書は、三枚セットで、図6の絵葉書は、日名子が描いた会の旗と富士山の絵の中心に総裁の閑院宮の写真を配したものの、もう一枚は新たな八咫鳥の会員徽章が全種類載せられた図案である。今までの徽章にあつたりポンはなくなるが、会員別のリボンの色を新しい八咫鳥の徽章の配色に反映させているようである。

口絵3の八咫鳥が嘴を左に向け、両翼の先を上にも円形に広げた形は帝国軍人後援会の新しい徽章のデザインと類似している。そして、図7の日名子が制作した会の創立四十周年記念メダルは、口絵3の絵葉書の八咫鳥と東アジアの地図をリアルに表現し、帝国軍人後援会のマークである六角星を嘴ではさみ吊り下げた造形となっている。まさに、会の新たなアピールの中心に八咫鳥があつたことが分かる。

改めて日名子が以前にデザインした大日本蹴球協会のマーク図1と帝国軍人後援会の新しい徽章口絵1を比較すると、八咫鳥の頭部と嘴、尾



図 7



図 6

帝國軍人後援會（明治二十九年創立）

省による軍事援護団体の合同が進む中で、歴史ある今までの鳳凰と六角星の徽章のデザインを変えることは、大きな冒険と言える。しかし、会の新しい徽章に六角星は残り、インパクトのある八咫鳥を徽章に用いる

羽、三本の足の表現方法に共通点が見られる。昭和十年にこの新しい徽章が制作される以前から、日名子が「殉国相伝牌」など帝国軍人後援会の製作物のデザインを担当しており、徽章が制作されたのと同時期の創立四十周年に関連する八咫鳥をモチーフとした絵葉書やメダルのデザインを行っていたという事実は、徽章のデザインにも日名子が関与していた可能性を示すものと考えられる。

そして、帝国軍人後援会の置かれている状況は、前述した東京高等師範学校が置かれていた状況と類似している。日名子の脳裏には、帝国軍人後援会の存続、あるいはその歴史を残すシンボルとして、以前に使用した八咫鳥が思い浮かんだのかもしれない。

帝国軍人後援会としては、陸軍

ことで、国民には会員の募集への宣伝効果が期待でき、国や軍に対しては、当時の中国で戦う軍を後援するという会の活動を示し、会の存在意義を主張することにつながったのではないだろうか。

昭和十一年（一九三六）三月には、会の創立四十周年記念式典を予定していたが、二・二六事件などが起こり、延期して六月に丸の内の帝國劇場で記念式典を挙行し、会員数も画期的に増加した¹⁷。そして、昭和十三年十二月一日、帝国軍人後援会は四十三年の歴史を終え解散し、八咫鳥の徽章も四年足らずでその役割を終えることになる。

そして、帝国軍人後援会などの民間の三つの軍事援護団体は合同し、朝香宮鳩彦王を総裁、陸軍大将奈良武次を会長とする恩賜財団軍人援護会が設立され、解散後の三団体の残余財産は恩賜財団に寄付された。

二 軍人傷痕記章の改正

次に取り上げるのが、日名子実三がデザインした「軍人傷痕記章」である。この記章も、以前の記章を改正し新しく制作したものであった。

この記章が作られた昭和十三年（一九三八）の『大阪毎日新聞』には、「傷痕軍人の名誉を表徴 明朗、美麗な改正記章授与」という見出しで、戦争で傷つきあるいは公務のため傷を受けた傷病軍人に授与される記章が改正されるという記事が載せられている¹⁸。

この新しく改正された口絵2の記章は、勲章などは別にして、非常に立派な印象を受ける。記章の大きさは約三センチ、中央の円に「武神像」、それを中心に放射状に、透明の赤い七宝の古代の楯が四方に、桜の透かしのある鍔が斜め四方に配置されている。楯と鍔は戦争の攻防を、楯の

赤色は赤誠で国に尽くすことと赤十字の形を意味している。裏面には「軍人傷痕記章」「戦傷」または「公傷」の文字が刻まれ、純銀製で、「戦傷記章」はすべて金メッキ、「公傷記章」は武神像部のみ金メッキとなっている。日名子が嘱託を務める造幣局で製造された。

国が制定した傷痕軍人に記章を授与する法令は、大正二年（一九一三）、「軍人傷痕記章条例」として、初めて公布された。そして、大正十三年に条例が改正され「軍人傷痕記章令」となり、何回かの改正をへて、昭和十三年（一九三八）、記章のデザインを変えるこの改正が行われる。

前述したように記章の法令が制定される前は、帝国軍人後援会により、「忠勇桜花徽章」が、日露戦争で負傷した傷痕軍人に贈与されていた。大正二年の条例により国家が初めて定めた「軍人傷痕記章」は、図8のように、楯をデザインとしたものだった。上に桜花の模様があり、中央に「戦傷」または「公傷」の文字が刻まれ、暗色金属で、文字が金になるものもある。桜のデザインは「忠勇桜花徽章」との関連を想像できる。



図8

この記章が与えられるのは、「軍人恩給法」で、傷病の程度により増加恩給を受けている人が対象であった。一方で、同じように戦争により傷病を負いながらも比較的軽症のため、増加恩給が支給されない人がおり、「一時賜金廃兵」と呼ばれていた。彼らは、増加恩給の支給、軍人傷痕記章の授与を求め請願を行う。記章の授与は、

恩給支給者の資格を示し、国家から「名誉ある負傷者」として認めてもらうことだった。昭和六年の改正で、軍人傷痕記章が一時賜金廃兵に授与されることになるが、恩給支給は見送られる。そして、昭和六年七月と十月、強硬派は、明治神宮前や神宮橋付近で断食祈願による恩給の支給を求める行動を決行する。九月に満州事変が勃発し、十月の行動は警察により阻止されるが、満州事変の拡大で動員兵力が増加し、戦傷病者が増える中で、戦意高揚を図るためにも一時賜金廃兵の問題は見のがせないものとなる。そして、昭和八年、恩給法が改正され、一時賜金廃兵などの軽傷者のために傷病年金が創設されることになる。¹⁹⁾

一方、軍は、薬品の押し売りなどを行う廃兵の中の一部の不心得者や偽廃兵の取り締まりのため、名誉の戦傷者の体面をまもるためとして、廃兵団体の統一を進め、昭和十一年に、大日本傷痕軍人会が創設される。戦争遂行のために、傷痕軍人の意識、行動を国家の側に引き寄せることがその狙いであると考えられる。²⁰⁾ この大日本傷痕軍人会のマークは、図9のように、傷痕軍人の記章の楯のデザインを用い、赤い地色に「傷痕」の文字を配置している。これは、表札の横など、その家の玄関付近に貼られる札で、その団体の会員の家であることを示し、徽章とセットで作られる場合が多かった。

昭和十二年からの日中戦争により、傷痕軍人は激増し、戦争を遂行す



図9



図10

るために、傷痍軍人対策は不可欠な課題となる。昭和十三年一月、政府は「傷痍軍人保護対策審議会」を設置し、傷痍軍人の優遇政策として、「軍人傷痍記章令」の改正等による名誉の表彰、国有鉄道・船舶等の利用の優遇、恩給制度の改正、傷痍軍人の職業教育の向上と一般国民の教化、療養所・職業再教育施設・職場確保の充実などが進められることになり、昭和十三年には傷兵保護院が設置されることになる。²¹⁾

そして、昭和十三年「軍人傷痍記章令」が改正され、国の政策として傷痍軍人の名誉を表すために、従来の人の眼を惹かない黒ずんだ陰気なものから、荘重、美麗な新たなデザインで制作されることになった。²²⁾ 日名子制作の新しい記章のデザインは、桜や楯など、今までの記章のデザイン要素が取り入れられ、日名子が良く用いた古代の楯、日名子が『日本書紀』にあるという平根桜透の鏃、武神などをうまく組み合わせ、光り輝くような、目立つものとなっている。

今までに授与された楯形の記章は、新しい記章と交換ができ、あわせて傷痍軍人証と傷痍軍人電車乗車券が支給された。恩給をまだ受け取れ



図11

ない現役の軍人も授与の対象になり、地方長官は記章授与者の台帳を作成し、傷痍軍人を保護することになった。²³⁾

この記章は傷痍軍人の名誉を象徴するデザインとして色々なものを使用されることになる。傷兵保護院が製作した口絵4の絵葉書には、記章が大きくデザインされ、「傷痍の記章 護国の光」と書かれている。また、この記章を付け、杖をついた人物に子どもが花束を手渡す絵柄の図10の絵葉書には、「名誉の負傷に変わぬ感謝」と書かれている。傷痍軍人が、国を護った「名誉の負傷者」であることを国民に広く宣伝し、かつ傷痍軍人には、それにより自分の傷が国を護るために負った特別なものであるという意識を持たせ、総力戦を進めるための人材として再度活用する意味があったと考えられる。

また、傷痍軍人には、陸軍大臣・海軍大臣から、「戦傷奉公杖」が贈られた。ステッキ専門店、銀座タカゲン（当時、高橋商店）が、傷兵保護院より戦傷者及び同失明者に対し贈る「戦傷奉公杖」を製作する特命受注を受けたことが同社ホームページで紹介されている。それによると、昭



図12



図13

和十五年には、陸軍省より新たに戦傷者保護の杖の設計製作を依頼され、日名子実三の「荒鷲」を握り部分に取り付けた奉公杖を製作し、通し番号を刻印し、終戦まで軍に納めたとある(図11)。そして、昭和十六年には、海軍省より海軍関係の戦傷者用杖の製作を依頼され、同じく日名子の「錨」の形を半分にした型を握りの部分に取り付けた杖を製作した。日名子は、昭和十三年より、陸軍省、海軍省の囑託になっており、軍関係のブロンズ像、牌なども制作している。

このように、目に見える形で、傷痍軍人に対して国家や軍より「名誉の負傷」を示す記章や杖を授与することは、傷痍軍人の意識を国家に協力する方向に導くのと同時に、これから戦争に動員されていく国民に対しては、厭戦感情を抑え、戦意高揚を維持させる効果を狙ったものと考えられる。それに、日名子実三のデザインが大きな力を発揮したと言える。そして、傷痍軍人の記章のデザインは戦後も生き続ける。日名子の記章のデザインは、昭和二十七年(一九五二)に設立された日本傷痍軍人会の会旗(しょうけい館蔵)のデザインに使用され、図12の会の徽章は、

中央の武神を菊の紋章としたものになっている。また、図13の三重県傷痍軍人会の結成二十周年記念の文鎮のように、色々な記念品にこのデザインが使用され、まさに戦後も傷痍軍人を象徴するものとなっていた。

三 八咫鳥の日中戦争従軍記章

最後に取り上げるのは、日中戦争の従軍記章である。従軍記章とは、その人が従軍したことを国が証明・表彰するもので、戦闘での軍功の有無や階級に関係なく、要件を満たせば民間人にも授与された。この「支那事变従軍記章」をデザインし、原型を制作したのも日名子実三である。図14の表にデザインされた鳥は八咫鳥だが、よく見ると足が二本しかないことに気が付く。日名子がそれ以前にデザインした大日本蹴球協会や、帝国軍人後援会関係の八咫鳥はすべて三本足であった。では、なぜこの従軍記章は二本足ののだろうか。

従軍記章は、明治七年(一八七四)、台湾出兵の「明治七年従軍記章」から太平洋戦争の「大東亜戦争従軍記章」まで全部で八種類が制定・発行され、そのうち、満州事变・第一次上海事変の「昭和六年乃至九年事变従軍記章」「支那事变従軍記章」「大東亜戦争従軍記章」の三つの従軍記章を日名子実三がデザインしている。

従軍記章は、国が従軍したことを個人に証明するもので、発行にあたっては、内閣の賞勲局の所管で、そのつど勅令により記章の授与対象者や図柄が定められ、製造は造幣局が担当した。図14の八咫鳥の日中戦争従軍記章も「支那事变従軍記章令」が制定され、この記章が製作される。国立公文書館デジタルアーカイブの「支那事变従軍記章令ヲ定ム」(以後

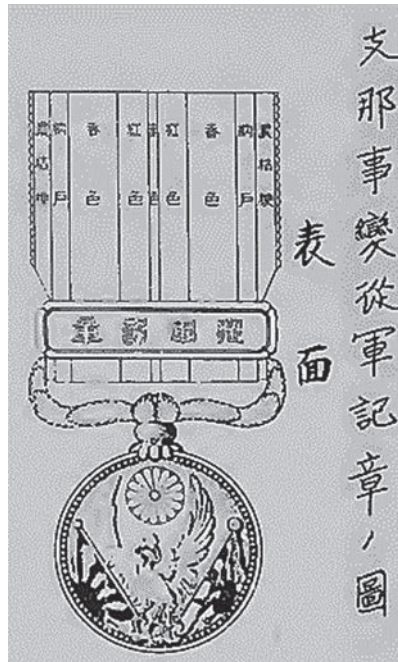


図15



図14

「記章令ヲ定ム」と略す)の検討により、八咫鳥の足が二本足となった経緯について考察したい。

従軍記章は、栄典に関することで内閣の賞勲局が原案作成を担当した。「記章令ヲ定ム」によると「支那事変従軍記章令」は、賞勲局総裁が昭和十四年(一九三九)二月九日に案を内閣に提出し、七月六日閣議決定後、枢密院に諮詢して、七月十九日に枢密院で可決し、天皇への上奏を経て、七月二十六日に公布されている。賞勲局が二月に勅令案を提出してから七月に閣議決定されるまで、約五ヵ月もの時間を要している。そこで、賞勲局が内閣に提出した案と内閣が枢密院に諮詢した案とを比べると、図15のように、記章の表面の図に違いがあることが分かる。

右側が賞勲局案、左側が内閣案で、賞勲局案の八咫鳥の足が三本なのに対し、内閣案では二本に修正されている。内閣の中で、八咫鳥の足を三本にするか、二本にするかの検討が行われ、変更されたことが分かる。また、記章の制作過程で最初期である粘土原型の写真が残されており、日名子の最初のデザインは三本足であり、その方向で制作が進められていたことが分かっている。

それでは、内閣の議論の過程で、どのようにして足の数が変わったのか。「記章令ヲ定ム」には、賞勲局が作成したと思われる「支那事変従軍記章解説」、内閣の「頭八咫鳥考証」、陸軍の「支那事変従軍記章図案八咫鳥ノ足ニ付テ」という資料が付けられており、時間をかけ八咫鳥の図案の検討が行われたことが分かる。

賞勲局の「解説」では、満州事変と日中戦争は、互いに関連するので、記章も「二部作」とするのが適当と考え、満州事変の従軍記章(図16)では、神武天皇が東征の時現れた「靈鷲(金鷄)」をデザインに使用したもの



図16

で、今回も東征の時に現れた「八咫鳥」を使用し、ともに神の導くままに進む皇軍が正義の軍であることを象徴したと解説している。

また、図14の表のデザインに軍旗と軍艦旗を配したものは、陸海軍の燦然たる戦績を讃えるとともに、日清・日露両戦役従軍記章図案を復活したものだという。今までの従軍記章のデザインを取り入れているのも日名子らしい。そして、付属金具は、満州事変の従軍記章と同じで、『古事記』に現れる瑞草「あめのひかげのかつら」を用いたという。随所に古代の要素が取り入れられている。

足の数については、天皇が即位する時紫宸殿の前庭に建てる「御像幢」に赤く三本足の鳥が描かれ、日本や中国の文献にも三本足の鳥の表現があることを根拠として挙げている。これに対し、内閣の「考証」では、六頁に渡る考察を行い、八咫鳥が三本足という根拠を否定し、「黒羽二足タルコト断シテ疑ヒ無キナリ」としている。そして、陸軍からは「神武天皇ヲ導キタル八咫鳥ヲ三本足トナサントスルハ支那ノ陽鳥（筆者注、太陽の中にある三本足の鳥）ト混同セルモノニシテ適當ナラス 二本足トナスヲ可トス」という意見が付けられ、その理由として最後に「今殊更三本足トナシテ支那流ニアル要ナク況ンヤ支那克服ノ従軍記章ニ之ヲ使用スルハ適當ナラス」と三本足は中国流で中国に勝つための従軍記章として適當でないとしている。

このような検討を踏まえ、内閣、陸軍の意見に従い、二本足の図柄の

内閣案が作成され、勅令が制定され二本足の八咫鳥の従軍記章が製作されたのである。

しかし、二月に賞勳局が内閣に案を提出した最初の閣議では、このような検討はなされなかつたようで、「記章令ヲ定ム」の最後の資料には、四月二十四日付で、閣議決定した勅令案を上申するという大臣の花押が記載された文書一枚があり、その上に付箋で「本件ハ各大臣ノ花押アルモ未ダ閣議決定トセズ保留セラレタルモノナリ 昭和十四年五月九日」と付けられている。一度閣議決定を経たものの、何らかの事情でストップがかけられたと推測される。

では誰がその問題を提議したのだろうか。実は、この従軍記章以前に、少額貨幣のデザインで八咫鳥の足の数が問題になっていた。昭和十二年（一九三七）の日中戦争開戦の後、昭和十三年四月には国家総動員法が制定され、同年六月には「臨時通貨法」が施行される。軍需物資として、特殊金属の需要が高まり、貨幣の素材も変えざるをえず、アルミニウムなどを素材とした少額貨幣が造られることになる。この第一期臨時補助貨幣のデザイン・図案は懸賞で一般から公募された。その条件は「日本精神を宣揚するものたるべきこと」で従来例にないものであった。短い期間で応募総数九万三千点を超え、造幣局で候補を選び大蔵省の審査委員会に提出し図案が検討された。審査特別委員は理財局長、造幣局技師、津田信夫、和田三造、高村豊周、斎藤素巖、日銀副総裁の七名で慎重に審議され、その結果、一銭の裏の図柄に採用されたのが八咫鳥であった。「八咫鳥は其着想卓越し、最も優良なり、強いて非難するとせば足の表現法稚拙なり」と審査員の評価を受けた。しかし、この図案は、多くの問題を生み、修正加筆の条件が付けられ、造幣局で新しい図案を製



図17

作することになる。この時に、八咫鳥の足の数について、各方面の意見を参考として、当選図の三本が二本に描き改められた²⁶⁾。ただ、その理由は明らかでない。

この一銭の黄銅の補助貨幣は、昭和十三年六月より製造されるが、軍需による銅の需要がいよいよ高まり、十一月からは、図17のようなひとまわり小さいアルミニウム貨幣として製造されることになる。表のデザインについての審査委員の評価では、中央の八咫鏡の形から波の立つ海を描いたのは、波が「現在日本の関係を象徴」したもので、素晴らしい技巧であるとしている²⁷⁾。

「支那事変従軍記章令」が制定される前年に、大蔵省造幣局において、貨幣の図案で八咫鳥の足の数をめぐり議論が起こり、「各方面の意見を参考として」三本足が二本足に改められたことが分かる。

「支那事変従軍記章令」の公布への手続きが進められれば、当然従軍記章を製造する大蔵省造幣局に話が行き、その際に、約一年前の一銭貨幣の八咫鳥の議論が再燃し、それが大蔵省を通じて内閣に上げられ、決定

が保留とされた可能性があると考えられるが、これは推測にすぎない。造幣局の囑託でもあった日名子実三が、この事情を承知していたか否かは、不明である。しかし、先に紹介したように、記章の粘土原型が三本足で制作されていることから、日名子は三本足の八咫鳥のデザインを考えていたことは明白である。

前述した、帝国軍人後援会の八咫鳥の徽章は、昭和十年（一九三五）に登場し、昭和十三年十二月の会の解散により、その役割を終える。そして、その翌年の昭和十四年、日名子実三は、「支那事変従軍記章」の図案に「八咫鳥」を採用する。口絵1の帝国軍人後援会の徽章と図14の「支那事変従軍記章」の八咫鳥の図案を比較すると、「従軍記章」がよりリアルな表現であるが、八咫鳥が嘴を左に向け、両翼の先を上には円形に広げた形は同じで、羽先で挟み込む六角星の位置に菊の紋章を配している。デザインとしては、全体的に共通点が見受けられる。しかし、その足の数は、それまで日名子が描いていた三本足から二本足に変更させられることになった。これを、日名子実三がどう考えていたのかを知る資料は今のところ見あたらない。

おわりに

以上、日名子実三がデザインに関わった三つの記章について見てきた。今までの記章を改正し、新たなものを制作した背景、意味合いとしては、帝国軍人後援会の八咫鳥の徽章は、会の存続をかけた宣伝広報活動への活用、軍人傷痍記章については、戦争を遂行するための政策として、傷痍軍人や国民の厭戦感情を弱め、戦意を高める効果を期待して行われた



図18

ことが分かった。記章が、戦前の国民にとって、自身の「名誉」を表すもので、行事等の際に身に付け、周囲にそれを示すしるしであったからこそ、そのデザインが重要であり、本人に「名誉」の意識を持たせ、周囲の眼を惹くものである必要があった。

そして、このデザインに大きく関わったのが日名子実三であった。日名子は、大戦間のヨーロッパ留学の経験から、日本の伝統、歴史に興味を持ち、『古事記』『日本書紀』などに登場する色々な要素を、それまでの記章のデザインをうまく取り入れながら融合させ、戦時下の国民に受けるような記章の図案を制作した。

しかし、日中戦争従軍記章の八咫鳥のように、戦時下の軍の政策意図などにより、日名子のデザインが変更させられることもあった。

最後に、日名子実三の関わった「護国亀鑑」の牌額(図18)について紹介する。「亀鑑」とは手本という意味で、恩賜財団軍人援護会が、昭和十四年(一九三九)から、一家で二人以上の戦死者を出した家庭に贈ったものである。これは、帝国軍人後援会が始めた「殉国相伝牌」の事業

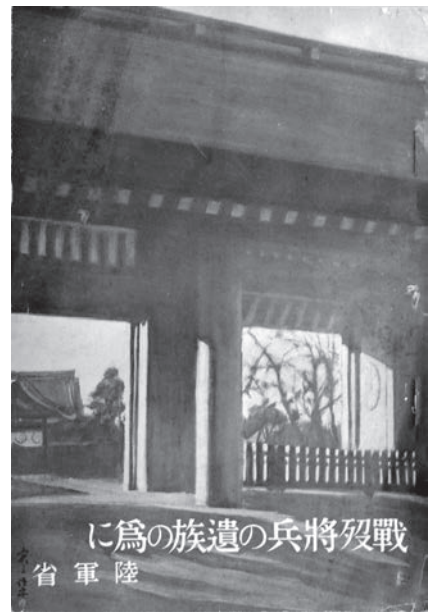


図19

から見る拝殿を描いた図柄をもとに、「護国亀鑑」牌額の金属レリーフが製作されたようである。新しい「牌」には、陸軍省が既に冊子として発行している、言わば、陸軍省公認の図案を使用したことになる。ここには「殉国相伝牌」(図5)などに見られた日名子が得意とする古代の要素は全く無くなっている。そして、この「牌」が出来上がったという記事が、昭和十四年五月三十一日の新聞に掲載されている。この時期は、日名子がデザインした三本足の八咫鳥の日中戦争従軍記章の図案決定が内閣で保留され、検討されていた時期と重なり大変興味深い。このような経緯から、以前に制作した靖国神社の絵を「牌」の図案として利用した可能性もある。

そして、この時期、日名子実三は大事業に携わっていた。紀元二千六百年宮崎県奉祝会から昭和十三年に設計を委嘱された「八紘之基柱」の制作である。昭和十四年三月に模型が完成し、五月二十日に起工式が行われ、翌年十一月二十五日に竣工している。その形状は、宮崎神宮で得たインスピレーションで、参拝の際に見た御幣に、『古事記』『日

を継承したものと言える。

図19の『戦歿將兵の遺族の爲に』は遺族のこれからの生活の参考とするしおりとして、陸軍省が作成した冊子で、表紙の絵は、日名子実三によるものである。作成された時期は、冊子の中で軍人を援護する団体として、帝国軍人後援会等が紹介されているので、恩賜財団軍人援護会の結成前であることが分かる。この表紙の靖国神社の神門

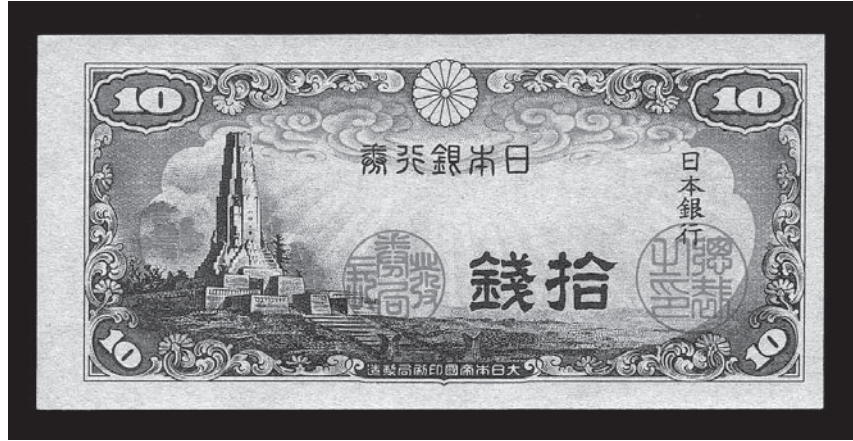


図20

らかに八咫鳥で、足は三本であった⁽³⁰⁾。それが戦後の復元の時に変わったのか、戦前に日名子の原型から像を製作する時に変更されたものか、その経緯については不明である。これについては今後の課題としたい。

この記念碑は、後に切手や昭和十九年（一九四四）十一月発行の日本銀行券の「十銭券」の図案（図20）として採用されたことで、全国的に知られた記念碑となった⁽³¹⁾。戦時下の日本で受け入れられた日名子実三の

本書紀』に登場する神武天皇の兄である五瀬命が楯を建てて男叫びしたことを思い、その楯を組み合わせて、萌え騰がる感じを表したという⁽²⁹⁾。そして、正面に秩父宮雍仁親王筆の「八紘一字」の文字、基柱の四隅には、武人、商人、漁人、農人の四魂像と呼ばれる神代の像が配された。この中の武人像は、ポーズは異なるが「殉国相傳伝牌」（図5）の「武神」像と重なる。「武人像」は終戦後撤去され、戦後に復元された像が現在置かれている。その楯の上部の丸い紋の中にいる鳥は二本足だが、日名子の完成原型では明

デザインの人氣がこのことから分かる。

注

- (1) 「記章」は「徽章」と表記されることもあるが、本稿では、基本的に元資料に基づき記載する。ただし、総称して使用する際には「記章」と表記する。
- (2) 広田肇一『日名子実三の世界—昭和初期彫刻の鬼才—』思文閣出版、二〇〇八年、三頁から四頁。
- (3) 国立国会図書館デジタルコレクションより 帝国軍人後援会編『社団法人 帝国軍人後援会史』、帝国軍人後援会、一九四〇年、一八九頁。
- (4) 前掲注3、五頁から七頁。
- (5) 軍人遺族救護義会「軍人遺族救護義会定款」、付則として明治三十一年十二月十八日評議員会議決とある冊子。
- (6) 前掲注3、三〇頁、五九頁から六〇頁。
- (7) 前掲注3、四三頁から四四頁。
- (8) 前掲注3、五二頁から五七頁。
- (9) 前掲注3、八五頁から八六頁。
- (10) 前掲注3、一八三頁。
- (11) 前掲注3、一八五頁。
- (12) 前掲注3、一三八頁。
- (13) 前掲注3、一三五頁から一三六頁。この贈与はすぐに既往の対外戦争にも拡張され、十二月までに伝達者は四三府県三七一家族に達したとある。
- (14) 前掲注2、九六頁。
- (15) 前掲注3、一四一頁。
- (16) 那智勝浦町ホームページ「八咫鳥と日本サッカーの生みの親 中村寛之助」。二〇二一年十一月十六日閲覧。
- (17) 前掲注3、一四一頁から一四五頁。昭和九年二二万一一八四名だった会員数

- は、記念式典が開催された昭和十一年末には二七万八一六三名、昭和十二年末には三二万七三八一名になった。
- (18) 神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫 軍事(国防)(四五―〇六〇)『大阪毎日新聞』、昭和十三年八月三日の記事。
- (19) 松田英里「一時賜金癩兵」の増加恩給獲得運動―運動における戦争体験の「もつ意味」、『二橋社会科学』五、二〇一三年、五一頁から五五頁。
前掲注19、五五頁から五六頁。
- (20) 金蘭九「戦前・戦中期における傷痍軍人援護政策に関する研究―職業保護対策の日韓比較―」、『九州看護福祉大学紀要』七―一、二〇〇五年、四八頁から五〇頁。
- (22) 国立国会図書館デジタルコレクションより 大蔵省造幣局編『造幣局七十年史』、一九四二年、七五頁から七六頁。
- (23) 『海行かば』第八五号付録、海軍省構内海行かば発行所、一九三八年九月一日。
前掲注2、略歴IV。
- (24) 前掲注2、一〇一頁から一〇二頁。
- (25) 前掲注22、四八頁から五〇頁。
- (26) 前掲注22、四九頁。
- (27) 神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫 救済および公益事業(五一―〇九)『報知新聞』、昭和十四年五月三十一日の記事。この時点で、会に報告された対象の家族は七五六件(二七府県未着)で、中に三人以上の戦死者を出した家庭が一一件あったという。
- (28) 前掲注2、二二八頁から二二九頁。
- (29) 前掲注2、一三二頁から一三三頁。
- (30) 前掲注2、一三二頁。
- (31) 前掲注2、一三二頁。

著者プロフィール

香川芳文(かがわ・よしふみ) 昭和三十七年(一九六二) 神奈川県生まれ。
横浜国立大学大学院教育学研究科社会科教育専攻修士課程修了。
現在、神奈川県立大井高等学校総括教諭。戦時下の小田原地方を記録する会会員。神奈川県大井町文化財保護委員。
著作に『小田原地方の本土決戦』(夢工房、二〇〇八年)。